産業指定区域

Q 産業指定区域とは？

A 市街化調整区域のうち、市が指定した区域です。

撮影ポイントは産業集積ゾーンの中心付近です

西方向

東方向（庄和 I.C）

この区域は、春日部市の総合振興計画において産業集積ゾーンの位置付けがされており、
都市計画法第３４条第１２号の区域指定がされています。（**産業指定区域**）

南方向

この指定がされているので開発できます

（開発許可要件に合致したものとなります）